

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命令事項
1	マルキン	田村市船引町大倉字 鑄田 173 番地	佐藤 金利	平成 30 年 8 月 7 日	1 平成 30 年 12 月 10 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 平成 30 年 10 月 10 日までに、建物内に誘導灯を設置すること。
2	株式会社 ヤマセハセガワ	郡山市大槻町字 福楽沢 59 番地	株式会社ヤマセハセガワ 代表取締役社長 長谷川 勇	平成 30 年 8 月 8 日	1 平成 30 年 11 月 7 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 30 年 11 月 7 日までに、設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 3 平成 30 年 10 月 7 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
3	有限会社仁井田本家	郡山市田村町金沢字 高屋敷 139 番地	有限会社仁井田本家 代表取締役 仁井田 穩彦	平成 31 年 3 月 19 日	製造倉棟 1 平成 31 年 8 月 31 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 31 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 3 平成 31 年 5 月 31 日までに、無窓階となる 1 階に誘導灯を設置すること。
4	本田製材所	田村市常葉町西向字 米粉原 13 番地 1	本田 実	平成 31 年 3 月 29 日	1 平成 31 年 7 月 29 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 31 年 7 月 29 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
5	福島瓦工業	郡山市日和田町八丁目 字鍛冶ケ入 102 番地 5	福島瓦工業株式会社 代表取締役 薄井 幸夫	令和 2 年 1 月 24 日	1 令和 2 年 3 月 23 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 2 令和 2 年 6 月 23 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和 2 年 4 月 23 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。 4 令和 2 年 3 月 23 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。

6	メガネセンター iMAX	郡山市並木三丁目 2 番 3 号	藤田 祐太郎 株式会社東北メガネセンター 代表取締役 半田 欽一	令和 5 年 12 月 21 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 6 年 2 月 21 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。</li> <li>2 令和 6 年 4 月 21 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。</li> <li>3 令和 6 年 2 月 21 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。</li> <li>4 令和 6 年 2 月 21 日までに、設置されている消防用設備等（誘導灯）を技術上の基準に適合させること。</li> </ol>
7	東北化学工業株式会社 郡山工場	郡山市昭和一丁目 2 番 4 号	東北化学工業株式会社 代表取締役 橋本 知佳展	令和 6 年 6 月 14 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 6 年 10 月 31 日までに、工場全体に自動火災報知設備を設置すること。</li> <li>2 令和 6 年 8 月 31 日までに、工場全体に誘導灯を設置すること。</li> </ol>
8	V・brian 安積店	郡山市安積二丁目 209 番地の 1	株式会社 G-Head quarter 代表取締役 宗形 信一郎	令和 6 年 11 月 18 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火上安全な措置が講じられるまでの間、下引きダクトに接続された厨房設備（ロースター）の使用を停止すること。</li> </ol>
9	日工産業株式会社 福島工場	郡山市湖南町中野字百 目貫石田 3929	日工産業株式会社 代表取締役 木村 攻二	令和 6 年 11 月 28 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火上安全な措置が講じられるまでの間、作業場西側に設置されている集塵機の使用を停止すること。</li> </ol>

※命令後においても、引き続き履行を促しており、命令事項が履行されるまで、情報提供を行います。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。

※平成 31 年 5 月 1 日以降の元号は、新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。（旧元号によって特定された日）